（注）　ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあっては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第四条　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 ［一・二　略］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ［四・五　略］ ［号を削る。］	**別表** ［一・二　同上］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業 ［四・五　同上］ 六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種 イ　大分類Ｅ―製造業 ロ　小分類三九一―ソフトウェア業 ハ　小分類七一一―自然科学研究所 ニ　小分類七四三―機械設計業 ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

［新設］

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。